

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明日香村長 森川 裕一

市町村名 (市町村コード)	明日香村 (29402)
地域名 (地域内農業集落名)	岡 (岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 29 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

2020年の農林業センサスにおいて総農家数は25戸であり、内認定農業者はいない。当該大字では集落の中心的農地エリアに、世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原」の最重要構成資産である「飛鳥宮跡」が存在しているとともに、当該エリアを含めた範囲(未確定)で公園整備が予定されていることから、農地・古都買入地・史跡指定地が包含される全体エリアにおける一体的な良好管理の手法や体制構築等が大きな課題となっている。山沿いの農地は獣害や耕作者の高齢化等により荒廃地が増加傾向である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心的農地エリアでは、水稻栽培が長年営まれており、現在も農地・古都買入地において自家消費を中心とした営農が営まれており、今後の良好な景観形成に資する水稻栽培を継続していく方針とする。
また、具体的な課題として水稻栽培に不可欠な水路等の営農基盤施設の効率的な管理、持続可能な営農を実現するための担い手確保対策、さらには、歴史文化資産や景観資本といった地域資源を維持保全するための体制について、明日香村役場、及び、公園整備の主体である奈良県との有機的連携による検討・実践を断続的に行っていく方針とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域と公有地を除いた農地で中心的農地エリアと現状で管理されている土地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮して、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
特記事項なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県などの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大字での集落営農組織活動などについて検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①村・猟友会とも連携しながら獣害防止に努めていく。
 ③⑧⑩大字内の農道や農地への水路の施設について、維持管理を関係機関と協議して進めていく。
 ⑦集落中心にある明日香法の規制対象区域の農地等について水田等の維持を含め検討を進める。